現在調整中の支援メニューもあります。
順次更新していきます。

R8.11.23現在

熊本地震で被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
今回の熊本地震による被害に関する主な支援についてお知らせします。

専門ブース　対応場所・受付日時

罹　災　証　明：ウイングまつばせ　視聴覚室
9時から16時まで（12時から13時を除く）　※11月末まで月曜～土曜（祝日は除く）
12月以降は月曜～金曜（祝日は除く）

生活再建支援等：宇城市役所　新館1階　被災者支援総合窓口
9時から16時まで（12時から13時を除く）　※11月まで土曜・日曜・祝日も実施
12月以降は月曜～土曜（祝日は除く）
年末年始12/29～1/3は閉庁日

■対応窓口 ： ウィングまつばせ　視聴覚室（専門ブース）

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						ブース名 受付場所 担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
罹災証明	① 罹災証明書 ② 被災証明書 ③ 罹災届出証明書 ④ 2次調査申請	① 住家に係る証明書の発行 ② 住家以外の建物に係る証明書の発行 ③「罹災の届出があったこと」に係る証明書の発行 ④ 交付された罹災証明書・被災証明書の判定に疑義がある方の2次調査申請の受付	当面の間	—	—	—	—	—	—	—	**罹災証明** ウイングまつばせ 視聴覚室 建物被害認定・罹災証明等交付チーム 0964-27-7987

被災者サポートダイヤル
0964-27-8002

■対応窓口 ： 新館1階 被災者支援総合窓口（専門ブース）

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						ブース名 受付場所 担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
給付	①災害弔慰金の支給 ②災害障害見舞金の支給	①災害によりお亡くなりになったとき、その遺族に対して災害弔慰金を支給 ②災害により心身に障害を受けたとき等、災害障害見舞金を支給	当面の間	不要	—	—	—	—	—	—	**災害弔慰金** **災害障害見舞金** **災害見舞金** **災害援護資金貸付** **義援金** 第4会議室
給付	災害見舞金の支給	災害により住家が全壊、全焼又は流出、半壊又は半焼、床上浸水被害を受けられた方に支給 ※令和8年熊本地震の支援制度を利用した場合は対象外（例：生活再建支援金、災害援護資金貸付、応急仮設住宅、応急修理など）	令和8年10月28日（水）までに罹災証明書が届かなかった方はご相談ください。	要	●	●	●	●	×	×	
貸付・融資	災害援護資金の貸付	災害により負傷、又は住居や家財に被害を受けた方に対する貸付	令和9年2月1日（月）まで	要	●	●	●	●	×	×	社会福祉課 0964-32-1387
配分	義援金の配分	全国から寄せられた義援金を配分します。 ※罹災証明書の発行を受けた世帯には通知を送付します。 ※重傷を負った方は義援金コールセンター又は義援金窓口に相談ください。	当面の間	不要	●	●	●	●	●	●	義援金コールセンター 0964-27-7383
給付	被災者生活再建支援金	災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため被災者生活再建支援金を支給	災害発生日から 基礎支援金：令和9年8月27日まで（13か月以内） 加算支援金：令和11年8月27日まで（37か月以内）	要	●	●	●	▲ ※解体を行う方	×	×	第4会議室 子ども未来課 0964-32-1404
現物給付	【賃貸型】 応急仮設住宅の提供 （みなし仮設）	災害により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない被災者に対して熊本県が民間賃貸住宅を借り上げ、無償提供する。	当面の間	要	●	▲ ※解体を行う方	▲	▲	×	×	第4会議室 高齢介護課 0964-32-1406
現物給付	【建設型】 応急仮設住宅の提供	建設型応急仮設住宅（木造）の受付は終了しました。今後、建設予定のコンテナ型応急仮設住宅を希望される方は、11月30日（月）までにご相談ください。	受付終了 （相談　11月30日まで）	要	●	▲ ※解体を行う方	▲	▲	×	×	

■対応窓口 ： 新館1階 被災者支援総合窓口（専門ブース）

被災者サポートダイヤル
0964-27-8002

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						ブース名 受付場所 担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
現物給付	被災住宅の応急修理	次に該当する世帯に対し、一定の範囲内で応急的な修理を行う。 ・大規模半壊、中規模半壊の住家被害を受けた世帯又は、半壊もしくは準半壊の住家被害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。 ・そのままでは住むことができない（日常生活に不可欠な部分に被害がある）状態にあること。 ・応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能と見込まれること。	【オンライン受付】 令和8年8月20日（木）～ 【窓口受付】 令和8年8月20日（木）～	要	●	●	●	●	●	×	緊急・応急修理受付ブース 第3会議室 0964-27-8071 都市整備課
現物給付	被災住宅の緊急修理	準半壊以上（相当）の住家被害を受け、雨水の侵入等で屋根等の被害が拡大しないよう、屋根、外壁、建具等の必要な部分へのブルーシートの展張等の緊急措置を行う。	【オンライン受付】 令和8年8月7日（金）～ 【窓口受付】 令和8年8月10日（月）～	不要	—	—	—	—	—	—	
その他	被災した家屋等の解体・撤去（公費解体・自費解体）	損壊した個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、り災証明書または被災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の被害を受けたものについて、市が所有者の申請に基づき、解体・撤去の支援を行います。	【申請受付】 令和8年9月24日（木） ～ 令和9年3月31日（水） ※12月1日から事前予約制	要	●	●	●	●	×	×	公費解体受付ブース 第2会議室 0964-27-7533 衛生環境課
その他	被災農業者向けの金融支援	被災農業者が借り入れる運転資金及び施設復旧資金の利子補給	令和8年9月上旬頃 ～ 令和9年3月上旬頃	不要	—	—	—	—	—	—	第1会議室 農政課 0964-32-1641
その他	営農再開支援事業（ハード事業）	令和8年熊本地震の影響で被災した農業用機械や施設の復旧を支援	申請受付期間 令和8年10月13日（火） ～ 令和8年11月下旬頃	一部要	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
その他	弁護士・司法書士・行政書士による無料相談会	無料の相談会（予約・申込は不要） ① 弁護士（日曜：市役所新館、水曜：ラポート） ② 司法書士（月曜：市役所新館、ラポート） ③ 行政書士（金曜：市役所新館） 生活再建・事業再開、公的支援、住まい・不動産・賃貸借、住宅ローン・借金、そのほか震災に関すること。	①令和8年9月2日（水）～ ②、③令和8年8月24日（月）～ ※祝日の開催はありません。 【受付時間】 ①午前10時～午後4時 ②・③午後1時～午後4時	不要	—	—	—	—	—	—	**士業等相談会** 第5会議室 総務課 0964-32-1798

■対応窓口 :各担当課

（被害の程度欄　対象:●、状況による:▲、対象外:×、要件不要:—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
貸付・融資	被災等による家計急変に伴う奨学金貸与	災害等により家計が急変し、経済的困難が継続するため高等学校や大学等への修学が困難となっている方へ、奨学金（無利子）を貸与します。	随時	要	▲	▲	▲	▲	▲	▲	教育総務課 0964-32-1907
減免・猶予	個人市民税の減免	罹災証明書の被害の程度に応じて、災害の月以後の納期にかかる個人市民税額の8分の1から全額を免除します。	準備中	要	●	●	●	●	×	×	税務課（市民税係） 0964-32-1402
減免・猶予	固定資産税の減免	家屋、土地（宅地・農地）、償却資産の被害の程度が10分の2以上のものについて、程度に応じて災害の月以後の納期にかかる税額の10分の4から全額を免除します。	準備中	要	●	●	●	●	×	×	税務課（資産税係） 0964-32-1487
減免・猶予	納税の猶予	災害により納期内納付が困難な場合、納付の相談を受け付けます。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	債権管理課 0964-32-1497
減免・猶予	国民健康保険税の減免	地震による被害で一定の要件に該当する世帯の国民健康保険税の減免 **※罹災程度が半壊以上の場合,申請不要**	申請受付期間 令和9年3月31日（水）まで	要	●	●	●	●	×	×	医療保険課 0964-32-1417
減免・猶予	後期高齢者医療保険料の減免	地震による被害で一定の要件に該当する後期高齢者医療被保険者の保険料の減免 **※罹災程度が半壊以上の場合,申請不要**	申請受付期間 令和9年3月31日（水）まで	要	●	●	●	●	×	×	
減免・猶予	国民年金保険料の免除	被害状況により国民年金保険料を免除	随時	要	●	●	●	●	▲	▲	
減免・猶予	介護保険料の減免	住家が半壊以上の被災をされた方、又は主たる生計維持者が所定の要件に該当される場合は、介護保険料の減免を受けられます。 住家の被災に伴う減免は申請不要です。 その他の理由に伴う減免は申請が必要です。	令和9年3月31日（水）まで	要	●	●	●	●	×	×	高齢介護課 0964-32-1406
減免・猶予	保育料の減免	居住していた住宅が受けた損害の程度が準半壊以上とされた世帯 （対象期間）令和8年9月分～令和9年8月分まで1年間	【申請期限】 令和9年8月31日（火）まで	要	●	●	●	●	●	×	子ども未来課 0964-32-1404

■対応窓口 :各担当課

（被害の程度欄　対象:●、状況による:▲、対象外:×、要件不要:—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
猶予・免除	医療費の一部負担（窓口負担金）の猶予・免除	国民健康保険・後期高齢者医療加入者で住家の半壊以上又はこれに準ずる被災をされた方は、医療機関での医療費の一部負担（窓口負担金）の支払いを猶予・免除 ※罹災証明書の提示は不要で医療機関等に申告	令和8年7月28日 ～ 令和9年2月診療分まで 窓口負担金払戻し申請受付 令和8年10月1日開始	不要	●	●	●	●	×	×	医療保険課 0964-32-1417
減免・猶予	介護サービス利用料の免除	住家の半壊以上又はこれに準ずる被災をされた方は、令和9年2月末までの利用者負担はありません。 ※食費・居住費は除く ※罹災証明書の提示は不要で施設等に申告	令和8年7月28日 ～ 令和9年2月末利用分まで	不要	●	●	●	●	×	×	高齢介護課 0964-32-1406
現物給付	福祉用具の再給付	使用できなくなった福祉用具の再給付	随時	要	●	●	●	●	●	●	社会福祉課 0964-32-1387
減免・猶予	障害福祉サービス及び障害児通所利用料の減免	被災された方について、障害福祉サービス及び障害児通所利用料を減免	令和8年7月利用分 ～ 当面の間	要	●	●	●	●	▲	▲	
減免・猶予	水道料金及び下水道使用料等の減免	宇城市の水道事業、下水道事業を使用されている方の水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の減免	8月（7月使用分）及び 9月（8月使用分）請求分	不要	—	—	—	—	—	—	上下水道局上下水道課 0964-32-1674
その他	井戸等の応急修理	井戸等の修理に対してその費用の一部を支援します。 （予約制）	令和8年10月7日（水） ～ 当面の間	不要	—	—	—	—	—	—	新館ロビー特設ブース 衛生環境課 0964-32-1598
利子補給	中小企業等利子補給補助金	熊本県金融円滑化特別資金（令和8年熊本地震枠・セーフティネット保証対応枠）、小規模事業者おうえん資金及び日本政策金融公庫の災害貸付・災害復旧貸付を利用した者に対し、借入れ資金に係る利子（全額）を3年間補助する。 【年間100万円を上限】	受付期限 令和9年1月29日（金）	不要	—	—	—	—	—	—	商工観光課 0964-32-1604
補助	小規模被災農地の自力復旧に対する補助	地震により被災した農地のうち、国補助事業の対象とならない農地の小規模な被災に対して、自力復旧にかかる費用の補助を行います。 【条件：事業費13万円～40万円未満】	【実施期間】 令和9年3月31(水)まで 【申請受付期限】 令和8年11月30日(月)まで	不要	—	—	—	—	—	—	農林水産課 0964-32-1651
その他	被災漁業者向けの金融支援	被災漁業者が借り入れる運転資金及び施設復旧資金の利子補給	【承認期間】 令和9年3月31日（水）まで 【貸付実行期間】 令和9年6月30日（水）まで	不要	－	－	－	－	－	－	

■対応窓口 ： 各担当課（申請手続き時点での減免対応）

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
減免・猶予	各種証明書交付手数料の免除	災害に関する手続きに使用される場合に手数料が免除となります。利用目的や提出先を申請書にご記入お願いします。 ① 住民票　② 住民票記載事項証明書 ③ 戸籍の附票　④ 印鑑登録証の交付 ⑤ 印鑑登録証明書 ⑥ 所得証明書・所得課税証明書 ⑦ 固定資産関係証明書 （評価証明書、公課証明書、名寄帳、資産証明書） ⑧ 納税証明書 ⑨ その他税証明書 （営業証明書、所在証明書、成果品参考資料など）	当面の間	要	●	●	●	●	●	●	①～⑤ 市民課 0964-32-1446 ⑥～⑨ 税務課 （市民税） 0964-32-1402 （資産税係） 0964-32-1487
減免・猶予	パスポート発給手数料の減免	パスポート発給手数料の減免	令和8年7月28日（火） ～ 令和9年7月27日（火）	要	●	●	●	●	×	×	市民課 0964-32-1446
減免・猶予	マイナンバーカード等の再交付手数料の減免	令和8年7月28日以前に、マイナンバーカードを受け取られた方で、地震により紛失等をされた場合、再交付手数料を免除します。	当面の間	要	●	●	●	●	●	●	市民課 0964-32-1446

■対応窓口 ： 各災害ごみ仮置き場

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
その他	災害ごみの受け入れ	災害ごみの受け入れ（無料） 【災害ごみ仮置き場】 ※詳細は、「災害ごみ仮置き場の開設日カレンダー」で最新の情報をご確認ください。 【受入時間】 午前9時～午前11時、　午後1時～午後3時 【一般の災害ごみ】 必要書類：「罹災証明書」（原本）「被災証明書」（原本） ※二次調査の申請中等で原本がない方はご相談ください。 ※代理人の方は、委任状が必要です。 【公費解体申請者】 必要物書類：[公費解体残置物搬入許可証」及び「本人確認書類」 ※代理人の方は、委任状が必要です。 12月1日（火）より、搬入場所により受け入れゴミが異なりますのでご注意ください。	【一般の災害ごみ】 令和8年11月25日（水）まで 稲川グラウンド 【公費解体申請者】 令和8年12月1日（火）から 稲川グラウンド 宇城クリーンセンター	要	●	●	●	●	●	●	衛生環境課 0964-32-1598

■対応窓口 ： 宇城市保健福祉センター

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
健康	健康相談	被災された方に対する健康相談 【受付時間】 平日　午前8時30分～午後5時15分	随時	不要	—	—	—	—	—	—	宇城市保健福祉センター 0964-32-7100
医療	定期予防接種の対象期間の延長	定期予防接種を対象期間内に受けることができなかった方について、公費負担による接種機会を確保します。 ※高齢者の肺炎球菌感染症及び帯状疱疹については、1年間 ※ロタウイルス感染症、RSウイルス感染症、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は対象外です。 ※五種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります。	令和8年7月29日（水） ～ 令和10年7月28日（金）	不要	—	—	—	—	—	—	
医療	定期予防接種に関する支援（避難先での接種）	宇城市で定期予防接種を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で定期予防接種を受けることができます。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	
保健	妊婦に関する支援（避難先での妊婦健康診査）	熊本県内で妊婦健診を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で妊婦健康診査を受けることができます。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	
保健	産婦・1か月児に関する支援（避難先での産婦・1か月児健康診査）	宇城市契約医療機関で産婦・1か月児健診を受けることが困難な場合でも、避難先の市町村等で産婦・1か月児健診を受けることができます。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	

■対応窓口 ： 市役所以外の相談窓口

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
その他	ホテル・旅館への避難	被災してホテル等への避難を希望される方の宿泊費を公費負担する。	当面の間	不要	—	—	—	—	—	—	熊本県ホテル等避難 コールセンター 0120－325－327 （9時30分から17時30分） 土曜、日曜、祝日も運営

■対応窓口 ： 市役所以外の相談窓口

（被害の程度欄　対象：●、状況による：▲、対象外：×、要件不要：—）

種別	支援メニュー	支援内容	実施予定日	罹災証明	被害の程度						担当課 電話番号（直通）
					全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	
健康	こころの相談	こころの健康相談電話 【受付時間】午前9時～午後4時 月～金（祝日・年末年始を除く）	随時	不要	—	—	—	—	—	—	熊本県精神保健福祉センター 096-386-1166
相談	食品に関する衛生相談	食品に関する衛生相談 食品関係事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	随時	不要	—	—	—	—	—	—	宇城保健所 衛生環境課 0964-32-0598
免除	NHK受信料の免除	災害救助法が適用された区域内において、半壊以上の程度の被害を受けた建物の受信契約 令和8年7月から12月まで（6か月間）免除	随時	要	●	●	●	●	×	×	NHK 0570-077-077
その他	県営住宅等の一時的な入居のご案内	国家公務員宿舎及び熊本県営住宅の提供（原則6か月以内。無償提供）を受けることができます。 ・提供予定住戸（熊本市及び水俣市、人吉市、玉名市） ・対象者：自宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けた方 （罹災証明書は後日提出可） ・受付方法：先着順 ・追加住戸の募集受付開始：令和8年（2026年）8月20日（木曜日）～	令和8年8月20日～当面の間	要	●	●	●	●	×	×	熊本県営住宅管理センター 電話：096－213－2711 受付時間：平日午前9時から午後4時まで
その他	電気料金等の特別措置	電気料金の支払期日の延長、基本料金・工事費等の免除	随時	要	●	●	●	●	●	●	九電ネクスト株式会社　宇城営業所 宇城市松橋町松橋1325番地 0120-761-386
その他	電話の故障・修理、料金減免など	故障・修理、料金減免、ケーブル撤去など ※申込み・手続きには、申告が必要です。	随時	不要	—	—	—	—	—	—	NTT西日本 ・故障・修理に関する問合せ 【加入電話の故障】 0120-444-113（携帯から） 113（加入電話から） 【「ひかり電話」「フレッツサービス」の故障】 0120-248-995 ・料金減免、利用停止、利用場所の変更、ケーブル撤去等 0120-602-776